

法務局地図作成事業について（お知らせ）

令和6年6月

この度、東京法務局では、港区新橋五丁目及び六丁目、西新橋三丁目の地区において、精度の高い地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成することとしました。

つきましては、本事業の目的等をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

★ 地図作成の目的

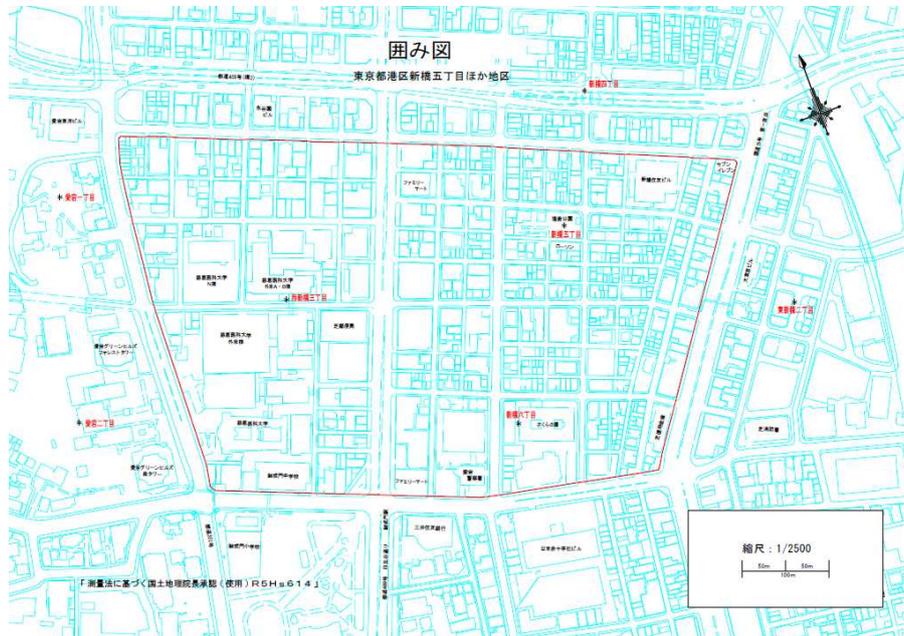
現在、法務局に備え付けている地図の多くは、明治時代に作成され、土地の形状や境界（筆界）が不正確なものが多い状況にあります。このような理由から、道路・下水道整備などの公共事業、土地や建物の売買などの不動産取引、あるいは災害復旧等に問題が生じています。

そこで、東京法務局では、これらの問題を解決することを目的として、土地一筆ごとの境界（筆界）を確認の上、測量を行い、現地に境界点（筆界点）を正確に再現できる精度の高い地図を作成することとしました。

★ 地図作成のメリット

- 国が測量費用を負担します。
- 各筆の土地の位置・境界を特定することから、境界（筆界）に関する紛争を未然に防止することができます。この結果、安全な土地取引や、円滑な不動産担保融資等にも資することができます。
- 各土地の境界点（筆界点）が「公共基準点」に基づく現地復元性のある公共座標値を保持することにより、災害等で土地の位置や区画が不明確となっても、境界点（筆界点）を復元することが可能となり、迅速な復興が期待できます。
- 地図のほか、境界点（筆界点）の公共座標値を記録した地積測量図も備え付けるため、境界標識が亡失した場合でも復元することが可能です。

★ 作業対象地区 <港区新橋五丁目ほか地区（0.24km²）>



「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R5Hs614」

★ 作業期間等

作業期間：令和6年7月から令和8年3月まで

計画機関：東京法務局 作業機関：未定

★ お問い合わせ

東京都港区東麻布2-11-11 東京法務局港出張所3階

東京法務局民事行政部不動産登記部門 港現地事務所

電話 03-3560-7050

業務時間 午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始は除く）